

# 現代的課題としての家族介護者支援

## —序にかえて—

齋藤 真緒

### 1. 本報告書のねらい

なぜいま家族介護者支援について考えなければならないのだろうか？これが、本報告書に通底する問いである。介護保険制度を中核とする「社会化」が進展するなかで、改めて家族介護者支援の意味を問い直すことには、どのような意義があるのだろうか？

筆者は、家族介護者支援の意味を問うことには、二つの意義があると考えている。ひとつは制度・サービスをめぐる変化に伴う家族への負の影響を軽減するための根拠を示すという意義である。介護保険制度は、その改革議論の中で、さらなる利用者負担の増加など、「社会化」と逆行する様相を呈しつつある。個別の家族の経済状況によっては、サービス利用が抑制される傾向さえ存在する。本報告書では、編者らがかかわる「男性介護者と支援者の全国ネットワーク」やその他の団体での調査研究などを参照しながら、今日の家族介護者が抱える困難を明らかにすると同時に、表面的な「社会化」の背後で蔓延する「再家族化」(藤崎、2009)がもたらす問題を指摘している。

家族介護者支援の意味を問うもうひとつの意義は、単なる家族に対する負の影響の除去にとどまらない、介護にかかわる新しい社会構想という、より積極的な次元である。少子高齢化という社会背景と連動したケアに関する社会的・学問的関心の高まりのなかで、ケアをめぐる社会構想の議論が活性化している(キティ、2011)。

世界的には、昨年6月に第100回ILO(国際労働機関)総会において、「家事労働者のためのディーセント・ワークに関する条約」(第189号)および付属する補完的な同名勧告(第201号)を賛成多数で採択した<sup>1</sup>。これは、ILO

---

<sup>1</sup> 「ディーセント・ワーク decent work」とは、直訳すれば、「まともな仕事」となるが、「働きがいのある人間らしい仕事」と訳されている。ディーセント・ワークの詳細は、西谷(2011)を参照。

が定める国際的な労働基準をインフォーマル経済に初めて導入した極めて画期的な条約であり、対象となる家事労働者は世界全体で推計 5,300 万人から 1 億人と推測されている。この条約では、家事やケアに従事する家事労働者は、他の労働者と同様の労働者としての権利を有しており、妥当な労働時間や休暇等の労働条件など、労働者としての基本的な権利が保障される。これは家族を対象とした動きではないが、インフォーマルな家事やケアを可視化すると同時に、他の有償労働と同等に扱われるべきであるという考え方を基礎づける非常に大きな第一歩であると考えられる。

日本でも、2010 年 6 月に「ケアラー連盟」が発足した。ケアラー連盟は、ケアの担い手を育児・介護・障害といった種別を区別することなく射程に含めると同時に、家族だけではなく、近隣や友人など含め広義に定義することによって、ケアにかかわる多くの人々の活動を支えるための「介護者支援法」の設立を要求している。一連の主張に共通する認識は、育児や介護といったケア行為およびそれに基づく人間関係は、完全には外部化（商品化）することができないという考え方である（斎藤、2010）。したがって、ケアに関する社会構想の課題とは、インフォーマルなケア関係とフォーマルなサービス・制度とをどのようにアレンジしていくか、より具体的にいえば、家族・市場・国家・ボランティアセクターといった諸アクター間において、ケアに関する労働・責任・コストをどのように再配分するのかということにつながる。その中で、ケアを必要とする当事者に対する支援の充実（本人支援）と、ケアの提供者の支援（介護者支援）とが、社会構想の基軸的な両輪としてデザインされる必要がある。

## 2. なぜいま「家族介護者」なのか？

ではなぜ、「介護者」一般の支援ではなく、あえて「家族介護者」支援なのか？

家族を論じることは非常に難しい。家族という言葉を用いた時点で、手垢のついたイメージがまとわりつき、それを固着化させてしまう危険性を孕んでいるからである。とりわけ家族介護に関しては、日本の伝統的な「美風」という政治的主張と接近しかねない。たしかに、内閉化しがちな家族に対して、介護の担い手を家族に限定することなく多様な他者を介在させるという方向性は、新しい社会構想の重要な柱であることは間違いない。しかし、一般的な介護者

支援に問題を分散化させるのではなく、今日の社会の文脈に即した家族介護者に対する支援を考える必要がある。

上野は、家族介護を歴史上新しい社会現象として位置づけたうえで、今日の「家族介護規範」の特性として、家族が介護すべきである（「家族がいるならば、介護責任は第一義的に家族が担うべき」と同時に、家族介護がもっとも望ましい（「要介護者にとって家族介護がいちばんのぞましい介護である」）という2つの理念を指摘している<sup>2</sup>。そしてこのことが、他の提供者によるあらゆる介護が、家族介護の不完全な代替物として位置づけられることによって、家族介護が自明視されていることの問題性を暴露している。

本報告書は、家族介護者支援を取り上げるが、そのことは、家族介護の「自明性」を是認する考え方とは異なる。むしろ、介護保険制度のなどを通じて「社会化」されつつある今日の介護環境の中で、依然として家族介護の特性と固有の困難さがあるという認識に基づいて、家族に対する社会的支援が促進される必要があるという立場をとっている。それゆえに本報告書では、当然視されてきた「隠れた介護者（Hidden carer）」（Cavaye, 2006）としての家族介護者の実態、とりわけ介護者自身の声にできるだけ丁寧に耳を傾けることに重きをおき、家族介護者の介護実態に基づいたうえで支援策を構築することを目指している。

以下では、家族介護者支援を構想するにあたって留意すべき点について、二つに限定して論じてみたい。ひとつは、担い手の「多様化」にかかわる課題であり、もうひとつは、介護というケアの特質をめぐる課題である。

### 3. 「多様化」する家族介護者

少子高齢化という人口学的要因だけではなく、世帯人員数の縮小、晩婚化や離婚の増加、共働き世帯の増加、さらには近年の経済的停滞など、複合的要因が絡まり合う中で、家族の形態やその関係性は非常に複雑化している。こうした家族をめぐる変化は、家族介護を、「美風」と呼びうる強固な福祉基盤として位置づけることを不可能にしている。とくに家族介護者支援とのかかわりの

---

2 上野千鶴子、2011、『ケアの社会学』、132頁

中で特筆すべき変化は、家族介護の担い手の「多様化」である。

第一に、家族介護のジェンダー配分の変化である。かつては、嫁を中心とする女の仕事とされてきたが、近年、夫あるいは息子として介護にかかわる男性が増加している。このことにかかわっては、虐待や介護殺人などの事例研究から、男性介護者の量的増加が、介護の質を保障することには必ずしも連結しないことが明らかになっている（加藤、2005、津止・斎藤、2007）。

第二に、家族介護の世代間配分の変化である。兄弟姉妹数の減少、晩婚化、親へのパラサイト化など、親子関係が複雑化する中で、長男（とその嫁）を軸とする老親扶養規範は希薄化している。誰が親の介護を担うのか、その責任と労働の配分に関する模範解答が存在しない状況である。とくに兄弟姉妹数の減少は、結婚後、ひとりあるいは夫婦で支えなければならない親の増加へと直結しており、複数の要介護者をかかえるリスクは非常に高くなる。さらに、かつて介護は、主に「高齢者介護」として、子どもの親に対する扶養責任と関連づけて論じられていた。しかし、うつ病や若年性認知症など、必ずしも加齢に伴う扶養に限らず、若い世代を中心とする配偶者間介護も増加傾向にある。

第三に、第一・第二の点ともかかわる介護者の生活環境の多様化にかかわる問題群がある。今日の家族介護は、かつては専業主婦である嫁の仕事であった在宅での専属介護者を確保することが非常に難しい状況にある。介護認定を受けている要支援・要介護者が500万人を突破している現在、不可避免的に介護にかかわらざるを得ない状況が発生している。当然のことながら、今後その可能性はますます拡大することが予想される。このことに伴って、老老介護、認認介護、遠距離介護、働く介護者、複数介護、シングル介護者の増加（介護責任による晩婚化のさらなる進展）、サンドイッチ問題（介護と育児との両立）といった、単なる「多様化」として片づけられない、家族介護者がおかれている厳しい生活環境が浮き彫りになりつつある。

#### 4. 介護というケアの特性—育児との比較

さらに、家族介護者支援を構想するにあたって留意しなければならないことは、介護と育児とのケアの性質の違いである。

介護と育児とを比較すると、行為としては高い類似性を兼ね備えている一方

で、育児が極めて高い依存状態から自律への過程を経るのに対して、介護は逆に自律状態から依存という全く逆の過程を経る（藤崎、2000）。両者の共通性を強調するだけでなく、差異に配慮したうえでの支援の具体化が必要となっている。

では、育児と介護では、どのような違いに配慮すべきであろうか？以下では主に関係性をめぐる三点に着目してみたい。

第一に、先述した担い手の多様性とそれに関わる困難である。育児では、主たる担い手が親であるのに対して、介護の担い手は、配偶者、子ども、親など、関係は多様でありうる。また、主たる育児責任は親に特定化される傾向にあるのに対して、介護責任は、兄弟姉妹数などによって、分散しうる可能性をもっているかのようにみえるが、残念ながら家族資源の大小は、介護責任の分散化を必ずしも意味しない。むしろ主たる家族介護者への介護責任は集中する傾向にあり、責任の分担をめぐる家族関係の不和といった問題も決して珍しい話ではない（春日、2010）。

第二に、準備期の有無である。育児の場合には、出産に備えた産前休暇を事前に申請・取得することができるだけでなく、その間に、「両親教室」などを含む情報・サービスを用いることによって、出産後の育児技術の意識的伝達が政策としてもビジネスとしても組織化されている。育児は統制可能性が高く、サービスや対応がプログラム化しやすいといえる（藤崎、2000）。他方、介護には準備期がほとんどない。認知症のような徐々に進行する病気であっても、介護者の側にはそれを認めたくないという意識が作用し、介護者としての自覚を遅延させる。介護が「予期せぬキャリア」（Pearlin and Aneshensel, 1994）と称されるゆえんである。また介護は、育児とは異なって、発生要因（病状）や経過に応じてその内容が日々刻々と変化するように、非常に個性が高いケアである。さらに、前述した介護者の多様化によって、介護スキルや家事スキルにも大きなばらつきがある。介護に関する情報やサービスの提供についても、要介護者の個別の症状や家族介護者が置かれている状況に応じた情報やサービスが、体系的に入手できるような環境が十分に整っているとは言い難い状況にある。

第三に、介護期間の長期化と不確実性を指摘することができるだろう。育児

は初期に集中する傾向にあり、依存度が高い状態から低い状態へ移行するのに対して、介護は、依存度が低い状態から徐々に高い状態へと移行する。「先の見えないマラソン」という表現に示されているように、医療水準の向上などに裏打ちされた平均寿命の伸びによって、介護期間はますます長期化する傾向にある。看取りがいつ訪れるかは誰にもわからない。育児と違って、将来の予測可能性が全く立たない中で、家族介護者は介護に長期にわたって拘束されることになる。このことが介護者におよぼす精神的不安や実際の生活環境の制約は想像に難くないだろう。

この三つの点が輻輳的に重なり合うことで、介護者自身の身体的・精神的・経済的負担へとつながっている。そもそも、小さい乳幼児の世話とは異なり、大人に対する身体介助は、何よりもまず介護者の肉体的負荷が非常に高い。また、乳幼児の場合には、言語が徐々に獲得される過程であり、時間の経過にともなって相互理解が促進されるのに対して、介護の場合は、要介護者は固有のニーズをもつ存在として位置づけられており、そのニーズは多様である。さらにニーズの解釈をめぐる、病状によっては相手との意思疎通が困難になるケースも少なくない。こうした場面に直面した介護者は、どのように相手のニーズを読み取ればよいのか、自分の介護が的確かどうか、心を砕かざるをえない。多くの介護者は、相手の笑顔によって癒されもするが、それは常に不確かなものでしかなく、介護者のとまどいや不安は尽きることがない。さらに、介護への長期におよぶ拘束は、介護者の経済的基盤をも脅かす。育児については、育児休業制度を中核とする支援政策が具体化されつつあり、その利用も男女ともに拡大傾向にある。同一の法律で規定されている介護休業は、その利用率は0.06%（平成20年度雇用均等基本調査）と、低水準にとどまっている。介護は長期に及ぶために、仕事との両立をどのようにデザインするか、依然として社会的合意が見られないばかりか、成功している企業での先進的事例も皆無に近いと言わざるを得ない。介護者の経済的基盤の揺らぎは、介護者が要介護者の年金などに依存せざるを得ないという揺れた関係を生じさせやすく、介護を終えた後の介護者自身の生活への直接的なダメージだけではなく、精神的な不安をも増大させるのである。

以上、やや乱暴ではあるが、こうした育児と介護との相違を踏まえたうえで、

何よりも強調されなければならないことは、介護は、要介護度や症状、介護者の生活環境、周囲のサポートの有無など、複合的要因が作用するために、非常に個性が高いと同時に、介護過程の中で必要なサービスは変化するということである。このことは、すべての介護者にあてはまる万能なサービスや制度（One size fits All）は存在しないということである。多様な介護者に対応できる柔軟性の高い支援のあり方が求められている。

## 5. 家族介護者支援をめぐる議論の活性化のために

日本では、家族介護者支援に関する学術的・政策的論議は、まだ十分展開されているとは言い難い。家族介護者支援の射程や視座についての議論は別稿に譲るが（斎藤、2010）、イギリスなどの先行する経験の蓄積から学べばなければならないことの一つとして、論議の中核に、介護者当事者の声をきちんと反映させる仕組みづくりが重要であるということである（斎藤、2011）。

本報告書が、日本での議論の活性化に一石を投じることができれば、幸いである。

### 【引用文献】

Cavaye, Joyce, 2006, *Hidden Carers*, Dunedin Academic Press.

藤崎宏子、2000、「育てることと看取ること—ケアの意味づけ—」藤崎宏子編、『親と子—交錯するライフコース』ミネルヴァ書房

藤崎宏子、2009、「介護保険制度と介護の「社会化」「再家族化」」『福祉社会学研究』6号

春日キスヨ、2010、『変わる家族と介護』講談社現代新書

加藤悦子、2005、『介護殺人—司法福祉の視点から』クレス出版

エヴァ・フェダー・キティ、2011、『ケアの倫理からはじめる正義論』白澤社

西谷敏、2011、『人権としてのディーセント・ワーカー働きがいのある人間らしい仕事』旬報社

Pearlin, L. I., C. S. Aneshensel, 1994, "Caregiving: The Unexpected Career," *Social Justice Research*, 7[4]

斎藤真緒、2010、「介護者支援の論理とダイナミズム—ケアとジェンダーの新

たな射程」『立命館産業社会論集』第46巻第1号

斎藤真緒、2011、「イギリスの家族介護者支援の取り組み」『共同対人援助モデル研究1 家族介護者支援を考える—日本と英・豪・米の比較研究』（立命館大学人間科学研究所）

田村哲樹、2011、「労働／ケアの再編と「政治」の位置」仁平典宏・山下順子編、『労働再審—ケア・協働・アンペイドワーク 揺らぐ労働の輪郭』大月書店

津止正敏・斎藤真緒、2007、『男性介護者白書：家族介護者支援への提言』かもがわ出版

上野千鶴子、2011、『ケアの社会学—当事者主権の福祉社会』太田出版